

公益財団法人横浜市国際交流協会設立の目的

(定款第3条)

この法人は、横浜の国際都市としての歴史的・文化的特性を継承しつつ、その一層の発展に向けて、異なる文化や価値観を共に認め、尊重し合える豊かな社会づくり、国際交流・国際協力の促進を図ることを目的とする。

● 沿革

昭和56（1981）年7月8日	任意団体「横浜市海外交流協会」として設立
昭和57（1982）年12月28日	財団法人許可
平成5（1993）年3月20日	特定公益増進法人認定
平成11（1999）年4月1日	「横浜市国際交流協会」に名称変更
平成16（2004）年6月13日	中区山下町 産業貿易センターから現住所に事務所移転
平成22（2010）年11月1日	公益財団法人へ移行登記

● 基本財産

476,943,972円

理事長あいさつ

公益財団法人横浜市国際交流協会の活動に、日頃よりご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

現在、世界では地域紛争や社会的分断が続き、先行きの見えにくい状況が広がっています。そのような時代だからこそ、私たちはあらためて平和の尊さに思いを致し、人と人が互いを理解し、尊重し合いながら共に生きる社会の実現を強く希求しています。

横浜市においては、外国人住民の増加とともに、文化や価値観の多様化が進んでいます。こうした変化を一過性のものとして捉えるのではなく、地域社会全体でしっかりと受け止め、日本人と外国人が共に学び、働き、支え合いながら活躍できる環境を整えることが重要です。当協会は、生活支援や相談事業、地域日本語教育の推進、交流の場づくりを通じて、身近な地域から共生の輪を広げる取組を進めています。

また、次世代を担う子どもや若者が、多様な文化に触れ、国際的な視野を育むことは、将来の地域社会を支える大きな力となります。国際都市横浜が持続的に発展していくためには、多文化共生を基盤とした人づくり・まちづくりが不可欠です。

当協会は、国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らし、能力を発揮できる社会の実現に向け、今後も関係機関や市民の皆さまと連携しながら取り組んでまいります。

引き続き、皆さまのご支援とご参画を心よりお願い申し上げます。



2026年5月
公益財団法人横浜市国際交流協会
理事長 三枝 忠裕


三枝 忠裕



ヨーク星人

 公益財団法人横浜市国際交流協会 (YOKE)

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい1-1-1
パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5F

 045-222-1171 (代表)

 yoke@yoke.or.jp

 <https://www.yokeweb.com/>



私たちは、国際都市横浜の歴史的・文化的特性を継承しつつ、異なる文化や価値観をともに認め、尊重し合える豊かな社会づくりを目指します。

事業案内 2026



公益財団法人横浜市国際交流協会 (YOKE)



多文化共生のまちづくり事業

横浜市多文化共生総合相談センターの運営事業

横浜市委託

本センターでは、12言語に対応した多言語相談窓口を設置し、横浜で暮らす外国人等からの生活相談に対応しています。在留・教育・法律に関する専門家による無料相談も実施しているほか、各行政機関や専門機関等と連携し、必要に応じて適切な窓口へ案内しています。また、外国人コミュニティのキーパーソン等と連携し、日本の各種制度や市の施策、日常生活におけるマナー等を周知するとともに、外国人のニーズを把握するためにアウトリーチ型生活オリエンテーションを行います。



地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

横浜市委託

「横浜市地域日本語教育推進アクションプラン」に基づき、よこはま日本語学習支援センター（YNC）を設置・運営し、横浜市内の地域の日本語教室の情報提供を行うほか、日本語学習・日本語学習支援に関する相談に対応しています。また、日本語教育人材への研修や連絡会等の開催、地域日本語教育（日本語教室）の実施を通して、関係機関と連携しながら、日本語学習環境の充実を図ります。



多言語サポーター派遣・紹介事業

横浜市委託

通訳を必要とする外国人住民などが市の窓口や学校で手続き・相談を行う際に、市や学校の依頼に基づいて通訳ボランティア登録者を派遣しています。これにより、通訳を必要とする住民への支援だけでなく、市や学校の業務の円滑化も図っています。また、本事業の対象外となる公的機関や団体などで通訳が必要な場合には、YOKE語学ボランティアの紹介を行っています。ボランティア活動を希望する市民との協働を通じて、横浜市における多文化共生施策の推進を目的としています。



外国につながる子ども・若者支援事業

外国人の定住化が進み、外国につながる子どもや若者もますます増加していきます。情報提供やワークショップ等、学習支援教室の活動支援などを通じて、外国につながる子ども・若者への支援に取り組みます。また、外国につながる若者の多様な活躍機会の創出と環境づくりを目指して、大学・関係機関等と連携しながら、人材育成支援を行っています。



外国人の災害時対応事業

横浜市負担金

主に自然災害における外国人支援に向けた事業および災害時に外国人がおかれる状況について地域住民に周知します。また、横浜市との「外国人災害時情報センター設置・運営に関する協定」に基づく訓練等を含め、外国人等への災害時の支援体制の充実および関係機関との連携を図ります。



国際交流ラウンジ運営事業

中区・南区・鶴見区委託

市内で外国人住民数が多い3区—中区（1位）、鶴見区（2位）、南区（3位）から委託を受け、日本人と外国人がともに暮らす多文化共生のまちづくりに向け、国際交流ラウンジの運営を行っています。YOKEでは委託元の区役所および地域住民のみなさんと共に各地域の特色に合ったラウンジ運営を行っています。



グローバル人材育成支援事業

横浜市委託 ※語学講座は自主事業

横浜国際協力センター内の国際機関とYOKEが取り組む「食料、地球環境・都市問題・多文化共生のまちづくり等」を青少年が学び、地球市民の一員として課題解決に向けて自分たちにできることから行動していくことを応援するプログラムを提供します。語学講座では、市民が異文化理解、外国語によるコミュニケーション力、グローバルな視野などの向上を図る機会を提供していきます。



国際協力・交流に関する施設を管理運営する事業

横浜国際協力センター運営事業

横浜市委託

横浜国際協力センターは、横浜市が世界の平和と発展に貢献するため、環境・食料・都市問題など地球規模の課題解決に取り組む国際機関の活動拠点です。YOKEでは、入居機関／団体の支援および連携促進に対応しています。また、入居機関／団体と連携協力し、入居者が快適に活動できる環境づくりを推進しています。



横浜市国際学生会館

横浜市指定管理

横浜市国際学生会館は、外国人留学生・研究者等のための宿泊施設および国際理解の促進を目的に横浜市が設立しました。これまでの32年間で95か国・地域から2,390人の学生たちを受け入れてきました。当会館は、留学生等の母国の発展に貢献し、日本（横浜市）との懸け橋となる人材の育成を目指しています。



受託運営施設等

●横浜市多文化共生総合相談センター

横浜市委託事業（市民局）

電話番号 045-222-1209

FAX番号 045-222-1187

対応時間 平日 10:00~16:00

対応言語 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、タイ語、ウクライナ語

休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始



●よこはま日本語学習支援センター

横浜市委託事業（市民局）

住所 横浜市国際交流協会（YOKE）内

電話番号 045-222-1173



●なか国際交流ラウンジ

横浜市委託事業（中区）

住所 横浜市中区日本大通35 中区役所別館1階

電話番号 045-210-0667



●みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

横浜市委託事業（南区）

住所 横浜南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階

電話番号 045-232-9544



●鶴見国際交流ラウンジ

横浜市委託事業（鶴見区）

住所 横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン2階

電話番号 045-511-5311



●横浜市国際学生会館

横浜市指定管理運営

住所 横浜市鶴見区本町通4-171-23

電話番号 045-507-0121



シンボルマークの意味

「YOKE」のシンボルマークは英語のCにあたるギリシャ文字γ（ガンマ）が原型となっており、Cはコミュニケーション、また、γは横浜の頭文字Yにも通じ、横浜と世界の情報の円滑な流れ、そして緊密かつ、積極的な相互交流の推進の希いを表しています。なお、シンボルカラーは、セピア色（DIC337）と決定し、当協会の広報・諸行事の際に使用しています。（1982年1月制定）



YOKEの愛称について

「YOKE」とは、協会の英文名の中からYOKOHAMAの「YOK」と EXCHANGES の「E」を合成してつけた愛称です。横浜市と世界との「きずな」を強くしていこうという気持ちで、「ヨーク」と呼んでください。

寄付のお願い

公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）では、事業をご支援いただくための寄付金を募集しています。YOKEは公益財団法人のため、寄付金については一定割合で税制面での優遇措置が受けられます。

寄付の際、支援事業を指定できます。ご指定がない場合は充当する事業を当協会にて選ばさせていただきます。

